

## 水銀使用製品産業廃棄物に係る追加措置

### ① 排出事業者による保管（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

- 保管場所には、水銀使用製品産業廃棄物<sup>①</sup>がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（規則第8条第5号ロ）
- 産業廃棄物保管場所の掲示板の記載項目である「保管する産業廃棄物の種類欄」に水銀使用製品産業廃棄物<sup>①</sup>が含まれることを明記すること。（規則第8条第1号ロ）

60cm 以上	産業廃棄物の保管場所	
	保管する廃棄物の種類	ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物）
	積み上げ高さ	〇〇m
	管理責任者	□□ □□□（△△△課）
	連絡先	TEL：（×××）×××-××××
注意事項	(1)水銀使用製品産業廃棄物の保管場所につき、関係者以外立入禁止。 (2)許可なくして持ち出し禁止。 (3)容器等の破損を見つけた場合は、上記へ連絡してください。	
	60cm 以上	

図 水銀使用製品産業廃棄物の保管施設の表示例

### ② 排出事業者による帳簿の作成、保存（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

排出事業者が自ら水銀使用製品産業廃棄物を運搬又は処分をする場合は、毎月末までに前月中における水銀使用製品産業廃棄物に関連する事項について帳簿に記載すること。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。（規則第8条の5）

### ③ 委託契約書への記載（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀使用製品産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する際には、委託契約書に水銀使用製品産業廃棄物<sup>①</sup>が含まれる旨を記載すること。（規則第8条の4の2）

### ④ 排出事業者によるマニフェストの交付（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀使用製品産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する際には、マニフェストの産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨、及びその数量を記載すること。（規則第8条の20、21）

### ⑤ 収集・運搬、積替え、保管に関する措置の追加（平成 29 年 10 月 1 日から施行）

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合の追加措置（令第6条第1項第1号ロ（令第3条第1号ホの規定の例による））

- 破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬すること。

## 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬にあたって、積替え、保管を行う場合の追加措置

- ① その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。  
(令第6条第1項第1号ニ(令第3条第1号トの規定の例による))
- ② 上記①のとおり保管場所の掲示板に関する追加措置(記載項目の追加)が必要。(規則第7条の3)

### ⑥ 中間処理基準の追加(平成29年10月1日から施行)

水銀使用製品産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)又は再生を行う場合は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置<sup>※1</sup>を講ずること。(令第6条第1項第2号ホ(1))

※1 大気中に飛散させない措置の一例は以下のとおり。

- 密閉された設備内で処理又は再生を行う。
- 設備や施設からの排気は、活性炭フィルターで処理する。

### ⑦ 処分・再生前の水銀回収(平成29年10月1日から施行、平成31年3月3日一部追加)

水銀回収が義務づけられている水銀使用製品産業廃棄物<sup>※2</sup>の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)又は再生を行う場合は、あらかじめ、環境大臣が定める方法<sup>※3</sup>により水銀を回収すること。(令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の2)

※2 [1]スイッチ及びリレー、[2]気圧計、[3]湿度計、[4]液柱形圧力計、[5]弾性圧力計、[6]圧力伝送器、[7]真空計、[8]ガラス製温度計、[9]水銀充満圧力式温度計、[10]水銀体温計、[11]水銀式血圧計、[12]灯台の回転装置、[13]水銀トリム・ヒール調整装置、[14]放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。)、[15]差圧式流量計、[16]浮ひょう形密度計、[17]傾斜計、[18]積算時間計、[19]容積形力計、[20]ひずみゲージ式センサ、[21]滴下水銀電極、[22]電量計、[23]ジャイロコンパス、[24]握力計

※3 環境大臣が定める方法とは以下のとおりである。(平成29年環境省告示第57号)

- ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法(例えば、真空加熱装置で加熱する方法)であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法。

### ⑧ 最終処分基準の追加(平成29年10月1日から施行)

水銀使用製品産業廃棄物は、安定型最終処分場に埋め立てないこと。(令第6条第1項第3号イ)